

離婚届

令和 年 月 日届出

午前 午後 時 分 受付

(宛先) 大阪府高槻市長

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日
第 号	大阪府高槻市長 印
送付 令和 年 月 日	
第 号	
受付	書類調査
戸籍記載	記載調査
調査票	附票
住民票	通知

鉛筆や消えるボールペン等で書かないでください。

記入の注意

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 高槻市に提出する場合は、届書は1通でけっこうです(高槻市以外でかつ本籍地でない役所へ提出する場合は、複数必要な場合もありますので、直接、提出先にお確かめください。)
 この届書を本籍地でない役所に提出するときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。
 そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本 和解離婚のとき→和解調書の謄本
 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

本届書中
加入
削除
訂正
夫
妻

夫
妻
通知
使
通知

住所を定めた年月日
夫
妻

(1) 氏名	夫 高槻 太郎 妻 高槻 花子
生年月日	夫 昭和・平成 45年 5月 5日 妻 昭和・平成 40年 6月 6日
住所	夫 大阪府高槻市富田町 5丁目17番1号 妻 大阪府高槻市桃園町 2番1号
本籍	大阪府高槻市神内二丁目1番地 筆頭者の氏名 高槻 太郎
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏に	<input checked="" type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
同居の期間	平成 10年 4月から 平成 26年 2月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)
別居する前の住所	大阪府高槻市富田町5丁目17番地
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯
夫妻の職業	夫の職業 妻の職業
その他	
届出人署名	夫 高槻 太郎 印 妻 高槻 花子 印

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	署名 (※押印は任意)	甲野 二郎 印	乙川 花 印
生年月日	昭和・平成 西暦	20年 2月 2日	昭和・平成 西暦 30年 3月 3日
住所	大阪府高槻市郡家新町 48番3号	大阪府高槻市浦堂2丁目 15番1号	
本籍	大阪府高槻市郡家新町 48番地	大阪府高槻市大塚町 1丁目20番地	

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
 今後離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)
 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

面会交流について取決めをしている。
まだ決めていない。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。
 取決め方法: 公正証書 それ以外
まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

◎ 証人は成人の方が二人必要です。◎ 同氏でも別々の印鑑を押してください。

連絡先 (TEL) 夫 072-674-7056 妻 072-696-3001

※ 署名は必ず本人が自署してください